

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成31年4月2日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年4月8日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
いざわやすきを育てる会	井澤 康 樹	井澤 由 紀	瑞浪市寺河戸町1-262			
板津しげのぶ後援会	板津 重 信	板津 魁	各務原市尾崎南町1-132			
広大の青い風ねっとわーく	久富 広 大	坂 直 樹	本巣郡北方町北方1857			
鷹の会	田 中 武	有 巢 皓 蔵	高山市中山町265			
立松浩人を育てる会	後藤 光 吉	立 松 浩 人	可児市緑ヶ丘4-148			
前山けんいち後援会	前山 かをる	前山 謙 一	岐阜市加納西広江町1-10			
瑞浪・土岐市合併研究会	井澤 康 樹	井澤 由 紀	瑞浪市寺河戸町1-262			